

令和元年第11回南島原市教育委員会定例会

日時 令和元年11月25日(月) 午後2時
場所 南有馬庁舎 2階会議室

議事日程

第1 開会

第2 前回会議録の承認

第3 会議録署名人の指名

第4 教育長報告

第5 議案審議

議案第48号 南島原市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例について

議案第49号 南島原市教育支援委員会の答申について

第6 その他

(1) 令和元年度南島原市一般会計補正予算(第3号)について

(2) 次回教育委員会定例会の開催について

(3) その他

第7 閉会

南島原市教育委員会定例会教育長報告

○令和元年10月の諸会議並びに諸行事

30日(水) 14:00 第10回教育委員会定例会(南有馬庁舎)

31日(木) 18:00 第19回全国中学生都道府県対抗野球大会 in 伊豆出場報告(西有家庁舎)

○令和元年11月の諸会議並びに諸行事

1日(金) 13:00 教育委員会指定研究発表会(口之津中学校)

2日(土) 10:00 第38回みそ五郎まつり(旧親和銀行西有家支店駐車場)

5日(火) 10:30 校長会第6回研修会(コレジオホール)

6日(水) 14:00 第16回B&G全国教育長会議(～7日)(東京都)

8日(金) 10:00 長崎縣市町村教育委員会研究大会(長崎市)

10日(日) 8:00 第29回口加ライオンズクラブ杯少年ソフトボール大会(加津佐町民グラウンド)

11:00 第36回西有家町総合文化祭(カムス)

11日(月) 8:00 教職員実態調査(二次)(～12日)(南有馬庁舎)

10:30 部局長会議(西有家庁舎)

12日(火) 13:30 学校施設跡地利活用検討委員会(西有家庁舎)

13日(水) 14:30 第2回南島原市教育支援委員会(南有馬庁舎)

14日(木) 10:00 戦没者追悼式典(コレジオホール)

16日(土) 13:00 小浜高校創立70周年記念記念式典(雲仙市)

17日(日) 10:00 第13回北村西望教育美術展・古野賞科学技術展表彰式(有馬キリシタン遺産記念館)

18日(月) 14:00 令和元年度第3回長崎県都市教育長協議会(～19日)(五島市)

20日(水) 14:00 長崎県更生保護女性連盟研修会(島原市)

21日(木) 16:00 飯野小育友会大臣表彰受賞報告(西有家庁舎)

22日(金) 9:00 第9回佐藤利宗氏個展(島原市)

13:00 学校訪問(加津佐小学校)

23日(土) 11:00 第56回長崎県PTA研究大会(佐世保大会)(佐世保市)

議案第48号

南島原市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例について

提案理由

南島原市口之津港ターミナルビル2階に新設する資料館及び条例に定めのある南島原市口之津歴史民俗資料館に関し、所要の改正を行うもの。

令和元年11月25日提出

南島原市教育委員会
教育長 永田 良二

南島原市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例

南島原市歴史民俗資料館条例（平成18年南島原市条例第92号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

名称	位置
南島原市北有馬歴史民俗資料館	南島原市北有馬町乙462番地
南島原市口之津歴史民俗資料館	南島原市口之津町丙4358番地6
南島原市口之津歴史民俗資料館分館	南島原市口之津町甲16番地7

第4条第1項中「する者」の次に「（以下「入館者」という。）」を加え、「別表」を「別表第1」に改める。

第5条各号列記以外の部分中「と認められる」を削り、同条第1号中「ある」を「あると認める」に改め、同条第2号中「認められる」を「認める」に改め、同条第3号中「管理運営上」を「管理上」に、「認められる」を「認める」に改める。

第7条を第10条とする。

第6条中「入館者」の次に「又は利用者」を加え、同条を第9条とし、第5条の次に次の3条を加える。

（利用の許可）

第6条 南島原市口之津歴史民俗資料館多目的ホールを利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) 施設の管理上支障があると認めるとき。
- (4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

3 教育委員会は、資料館の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可について条件を付することができる。

(使用料)

第7条 前条第1項の許可を受けた者は、別表第2に定める使用料を納入しなければならない。

2 前項の使用料は、利用の許可の際に納入しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、還付することができる。

- (1) 利用者の責めに帰さない理由により、利用することができないとき。
- (2) 利用日の7日前までに利用許可の取消しを申し出て、承認を得たとき。

別表を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

区分		一般	高校生	小中学生
南島原市北有馬歴史民俗資料館 入館料	個人	1人200円 (100円)	1人150円 (70円)	1人100円 (50円)
	団体(20人以上)	1人150円 (70円)	1人100円 (50円)	1人70円 (30円)
南島原市口之津歴史民俗資料館 入館料(分館入館料込)	個人	1人200円 (100円)	1人150円 (70円)	1人100円 (50円)
	団体(20人以上)	1人150円 (70円)	1人100円 (50円)	1人70円 (30円)

備考 身体障害者手帳及び療育手帳の所持者は、()書の金額とする。

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2 (第7条関係)

区分	単位	料金
----	----	----

南島原市口之津歴史民俗資料館多目的ホール使用料	1 時 間	600円 (空調込)
-------------------------	----------	------------

備考1 多目的ホールの使用料は、非営利目的に限る。

2 1時間に満たない場合は、これを1時間として計算する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

南島原市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧														
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 資料館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南島原市北有馬歴史民俗資料館</td> <td>南島原市北有馬町乙462番地</td> </tr> <tr> <td>南島原市口之津歴史民俗資料館</td> <td>南島原市口之津町丙4358番地 6</td> </tr> <tr> <td>南島原市口之津歴史民俗資料館分館</td> <td>南島原市口之津町甲16番地 7</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	南島原市北有馬歴史民俗資料館	南島原市北有馬町乙462番地	南島原市口之津歴史民俗資料館	南島原市口之津町丙4358番地 6	南島原市口之津歴史民俗資料館分館	南島原市口之津町甲16番地 7	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 資料館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南島原市北有馬歴史民俗資料館</td> <td>南島原市北有馬町乙462番地</td> </tr> <tr> <td>南島原市口之津歴史民俗資料館</td> <td>南島原市口之津町甲16番地 7</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	南島原市北有馬歴史民俗資料館	南島原市北有馬町乙462番地	南島原市口之津歴史民俗資料館	南島原市口之津町甲16番地 7
名称	位置														
南島原市北有馬歴史民俗資料館	南島原市北有馬町乙462番地														
南島原市口之津歴史民俗資料館	南島原市口之津町丙4358番地 6														
南島原市口之津歴史民俗資料館分館	南島原市口之津町甲16番地 7														
名称	位置														
南島原市北有馬歴史民俗資料館	南島原市北有馬町乙462番地														
南島原市口之津歴史民俗資料館	南島原市口之津町甲16番地 7														
<p>(入館料)</p> <p>第4条 資料館に入館しようとする者(以下「入館者」という。)は、別表第1に定める入館料を納入しなければならない。ただし、教育委員会は、特別の事由があると認めるときは、入館料を減免することができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(入館料)</p> <p>第4条 資料館に入館しようとする者は、別表に定める入館料を納入しなければならない。ただし、教育委員会は、特別の事由があると認めるときは、入館料を減免することができる。</p> <p>2 (略)</p>														
<p>(入館の制限)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、資料館の観覧を許可せず、又は許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。</p> <p>(2) 施設、設備及び資料を損傷するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(3) 資料館の管理上支障があると認めるとき。</p> <p><u>(利用の許可)</u></p>	<p>(入館の制限)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、資料館の観覧を許可せず、又は許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(2) 施設、設備及び資料を損傷するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 資料館の管理運営上支障があると認められるとき。</p>														

第6条 南島原市口之津歴史民俗資料館多目的ホールを利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 施設又は設備を損傷するおそれがあると認めるとき。

(3) 施設の管理上支障があると認めるとき。

(4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

3 教育委員会は、資料館の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可について条件を付することができる。

(使用料)

第7条 前条第1項の許可を受けた者は、別表第2に定める使用料を納入しなければならない。

2 前項の使用料は、利用の許可の際に納入しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、還付することができる。

(1) 利用者の責めに帰さない理由により、利用することができないとき。

(2) 利用日の7日前までに利用許可の取消しを申し出て、承認を得たとき。

(損害の賠償)

第9条 入館者又は利用者が、故意又は過失によって、施設、設備及び資料をき損し、又は亡失したときは、教育委員会の指示に従い、直ちに原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときはこの限りでない。

(委任)

第10条 (略)

別表第1 (第4条関係)

区分		一般	高校生	小中学生
南島原市北有馬歴史民俗資料館 入館料	個人	1人200円 (100円)	1人150円 (70円)	1人100円 (50円)
	団体(20人以上)	1人150円 (70円)	1人100円 (50円)	1人70円 (30円)
南島原市口之津歴史民俗資料館 入館料(分館入館料込)	個人	1人200円 (100円)	1人150円 (70円)	1人100円 (50円)
	団体(20人以上)	1人150円 (70円)	1人100円 (50円)	1人70円 (30円)

備考 身体障害者手帳及び療育手帳の所持者は、()書の金額とする。

(損害の賠償)

第6条 入館者が、故意又は過失によって、施設、設備及び資料をき損し、又は亡失したときは、教育委員会の指示に従い、直ちに原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときはこの限りでない。

(委任)

第7条 (略)

別表(第4条関係)

区分	個人	団体(20人以上)
一般	1人につき200円(100円)	1人につき150円(70円)
高校生	1人につき150円(70円)	1人につき100円(50円)
小・中学生	1人につき100円(50円)	1人につき70円(30円)

備考 身体障害者手帳及び療育手帳の所持者は、()書の金額とする。

別表第2（第7条関係）

区分	単位	料金
南島原市口之津歴史民俗資料館多目的ホール使用料	1 時間	600円（空調込）

備考1 多目的ホールの使用料は、非営利目的に限る。

2 1時間に満たない場合は、これを1時間として計算する。

○南島原市歴史民俗資料館条例

平成18年3月31日条例第92号

南島原市歴史民俗資料館条例

(設置)

第1条 歴史民俗、産業、自然科学に関する資料を収集保存し、教育的配慮のもとに一般公衆の観覧に供し、文化の向上に資するため、南島原市歴史民俗資料館（以下「資料館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 資料館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
南島原市北有馬歴史民俗資料館	南島原市北有馬町乙462番地
南島原市口之津歴史民俗資料館	南島原市口之津町丙4358番地6
南島原市口之津歴史民俗資料館分館	南島原市口之津町甲16番地7

(管理)

第3条 資料館は、南島原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

2 資料館に、館長又は管理員を置くことができる。

(入館料)

第4条 資料館に入館しようとする者（以下「入館者」という。）は、別表第1に定める入館料を納入しなければならない。ただし、教育委員会は、特別の事由があると認めるときは、入館料を減免することができる。

2 特別の展示を行う場合、教育委員会は、その都度入館料を定め、徴収することができる。

(入館の制限)

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、資料館の観覧を許可せず、又は許可を取り消すことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設、設備及び資料を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) 資料館の管理上支障があると認めるとき。

(利用の許可)

第6条 南島原市口之津歴史民俗資料館多目的ホールを利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) 施設の管理上支障があると認めるとき。
- (4) 集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

3 教育委員会は、資料館の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可について条件を付すことができる。

(使用料)

第7条 前条第1項の許可を受けた者は、別表第2に定める使用料を納入しなければならない。

2 前項の使用料は、利用の許可の際に納入しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、還付することができる。

(1) 利用者の責めに帰さない理由により、利用することができないとき。

(2) 利用日の7日前までに利用許可の取消しを申し出て、承認を得たとき。

(損害の賠償)

第9条 入館者又は利用者が、故意又は過失によって、施設、設備及び資料をき損し、又は亡失したときは、教育委員会の指示に従い、直ちに原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときはこの限りでない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、管理運営に必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の北有馬町歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例（平成17年北有馬町条例第7号）又は口之津町歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例（昭和55年口之津町条例第20号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第1（第4条関係）

区分		一般	高校生	小中学生
南島原市北有馬歴史民俗資料館 入館料	個人	1人200円 (100円)	1人150円 (70円)	1人100円 (50円)
	団体（20人以上）	1人150円 (70円)	1人100円 (50円)	1人70円 (30円)
南島原市口之津歴史民俗資料館 入館料（分館入館料込）	個人	1人200円 (100円)	1人150円 (70円)	1人100円 (50円)
	団体（20人以上）	1人150円 (70円)	1人100円 (50円)	1人70円 (30円)

備考 身体障害者手帳及び療育手帳の所持者は、（ ）書の金額とする。

別表第2（第7条関係）

区分	単位	料金
南島原市口之津歴史民俗資料館多目的ホール使用料	1時間	600円（空調込）

- 備考1 多目的ホールの使用料は、非営利目的に限る。
- 2 1時間に満たない場合は、これを1時間として計算する。

議案第49号

南島原市教育支援委員会の答申について

提案理由

南島原市教育支援委員会から、本市に居住する心身に障害のある児童生徒（就学前の幼児を含む）に対し、それぞれの能力に応じた教育が受けられるよう、その判定と就学支援の適正を期するための答申が出された。

このことに伴い、南島原市教育委員会で審査する必要があるので提案する。

令和元年11月25日提出

南島原市教育委員会
教育長 永田 良二

令和元年第 1 1 回南島原市教育委員会定例会

日時 令和元年 1 1 月 2 5 日 (月) 午後 2 時

場所 南有馬庁舎 2 階会議室

追加議事日程

- 第 1 議案第 50 号 南島原市世界遺産影響評価委員会条例の一部を改正する条例について
報告第 5 号 損害賠償の額の決定について

議案第50号

南島原市世界遺産影響評価委員会条例の一部を改正する条例について

提案理由

令和2年4月1日に予定する機構組織の改編に伴い、所要の改正を行うもの。

令和元年11月25日提出

南島原市教育委員会
教育長 永田 良二

南島原市世界遺産影響評価委員会条例の一部を改正する条例

南島原市世界遺産影響評価委員会条例の一部を改正する条例（平成30年南島原市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第7条中「文化財課」を「世界遺産推進室」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

南島原市世界遺産影響評価委員会条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(庶務) 第7条 評価委員会の庶務は、教育委員会事務局<u>世界遺産推進室</u>において処理する。</p>	<p>(庶務) 第7条 評価委員会の庶務は、教育委員会事務局<u>文化財課</u>において処理する。</p>

○南島原市世界遺産影響評価委員会条例

平成30年3月22日条例第18号

南島原市世界遺産影響評価委員会条例

(設置)

第1条 長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産の構成資産である原城跡及びその緩衝地帯で実施する当該遺産に影響を与える可能性のある事業に関して、影響評価を行うため、南島原市世界遺産影響評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 評価委員会は、南島原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて、長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産の構成資産である原城跡及びその緩衝地帯で実施する当該遺産に影響を与える可能性のある事業に関して、影響評価を行い、その結果を教育委員会に答申する。

(組織)

第3条 評価委員会は、委員5人以内をもって組織し、学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 評価委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、評価委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 評価委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 評価委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 評価委員会の庶務は、教育委員会事務局世界遺産推進室において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、評価委員会に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(南島原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 南島原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年南島原市条例第30号）の一部を次のように改正する。

附 則（平成31年3月28日条例第21号）
この条例は、平成31年4月1日から施行する。

報告第5号

損害賠償の額の決定について

提案理由

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、議会へ報告する必要があるため。

令和元年11月25日提出

南島原市教育委員会
教育長 永田 良二

1 賠償の理由

令和元年9月27日午後2時54分頃、南島原市北有馬町己594番地3の南島原警察署北有馬警察官駐在所駐車場から北有馬ピロティー文化センター日野江へ移動する際、駐車場で車両を後進させていたところ、後方の確認不足により駐車場に設置してあったカーポートの支柱に接触し損傷した事故について、損害賠償の額を決定する必要があるもの。

2 賠償の金額

8,580円

3 賠償する相手方